

6 市単中根・金田台 1 号近隣公園基本計画策定支援業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

都市計画公園中根・金田台 1 号近隣公園は、つくばエクスプレスの整備と沿線地域のまちづくりを一体的に進める中根・金田台特定土地区画整理事業において、近隣公園用地として配置されたものである。つくば市緑の基本計画では、中根・金田台地区を緑化重点地区として位置づけ、地区周辺の緑との連続性に配慮し、身近な公園の整備を進める方針となっている。当公園は、起伏に富んだ地形や既存の樹林地、周辺部の緑を活かしながら、誰もが使いやすく、近隣住民の安全・安心な遊びの空間となり、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指し、近隣公園の基本計画を策定するため、公募型プロポーザル方式により、業務の受託者を選定する。

本公募型プロポーザルは、価格のみでなく、土木・建築設計に関する高い専門性や技術力、企画力、及び創造性等、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定する目的で実施するものである。ただし、契約後の業務においては、本公募型プロポーザルにて提案された内容を全て採用するものではなく、発注者であるつくば市の指示を優先して、内容を決定していく。

2 業務概要

(1)業務名

6 市単中根・金田台 1 号近隣公園基本計画策定支援業務委託

(2)業務内容

「6 市単中根・金田台 1 号近隣公園基本計画策定支援業務委託仕様書」（以下、「業務仕様書」という。）のとおりに

(3)履行期間

契約締結日の翌日から令和 7 年（2025 年）11 月 28 日（金）まで

(4)提案（見積り） 限度額

8,074,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格要件

この公募開始の日から契約締結までの日において、参加者は次の要件を満たしていること。参加形態は単独または共同企業体とする。

なお、参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 6 年 7 月 14 日付け監第 692 号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成 6 年つくば市告示第 15 号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。
- (6) 市税（実施要領で定める参加資格要件で、つくば市内に本店、支店又は営業所があることという旨の地域要件を付した場合に限る。）、本店住所地の都道府県税、所

得税（個人事業主の場合に限る。）、法人税及び消費税について未納がないこと。

(7) 管理技術者は、3か月以上継続して雇用している者で、次の各号のいずれかの資格を保有する者を配置できること。

ア 技術士（建設部門「都市及び地方計画」または総合技術監理部門「建設－都市及び地方計画」）

イ RCCM（都市計画及び地方計画部門）

ウ 登録ランドスケープアーキテクト

エ 建築士法に規定する一級建築士

(8) 照査技術者は、3か月以上継続して雇用している者で、次の各号のいずれかの資格を保有する者を配置できること。

ア 技術士（建設部門「都市及び地方計画」または総合技術監理部門「建設－都市及び地方計画」）

イ RCCM（都市計画及び地方計画部門）

(9) 過去 10 年以内に国又は地方自治法に規定する地方公共団体と元請として、都市公園等の基本計画に係る業務の契約を締結し、履行した実績を有する者を 1 者以上含むこと。

(10) 共同企業体として参加する場合には、次の各号の要件を満たすこと。

ア 構成員の数は、2 又は 3 であること。

イ 構成員の出資比率の下限は、2 者の場合は 100 分の 30、3 者の場合は 100 分の 20 とすること。

ウ 構成員の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

エ 各構成員は本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

4 参加申込方法等

(1) 提出書類

提出書類は、「10 提出書類の記入要領」に基づき作成すること。

ア 参加表明書（様式第 1 号）

イ 特定業務共同企業体協定書（様式第 1 - 2）

※袋綴じにして各構成員の印鑑にて契印すること。

ウ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書の写し

エ 参加資格要件に係る申立書（様式第 2 号）

オ 本店住所地の都道府県税、所得税（個人事業主の場合に限る）、法人税及び消費税について未納がないことを証明する証明書（発行日から 3 か月以内のもの）の写し

カ 業務実績書（様式第 3 号）

業務実績を証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。

キ 業務実施体制調書（様式第 4 号）

保有資格を証明する書類（技術士登録証の写し等）を添付すること。

ク 担当者業務実績書（様式第 5 号）

業務実績を証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。

(2) 提出部数

1 部

(3) 提出期間

令和 7 年（2025 年）1 月 22 日(水)から同年 1 月 30 日(木)まで

受付時間は、平日の午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

郵送の場合は、令和 7 年（2025 年）1 月 30 日（木）必着とする。

(4) 提出先

つくば市建設部公園・施設課 ※「17 問合せ先」に同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付書留郵便による郵送に限る。提出期間内必着とする。）

により提出すること。また、紙資料を提出後、提出期間内にその PDF データに

についても電子メールで提出すること。

5 参加表明に関する質疑応答

参加表明に関して質問がある場合は、以下のとおり質問を行うこと。電話及び直接来所による質問には対応しない。

(1) 提出書類

参加表明に係る質問書（様式第6号）

(2) 受付期間

令和7年（2025年）1月22日（水）から同年1月27日（月）午後4時30分まで

(3) 提出先

つくば市建設部公園・施設課 ※「17 問合せ先」に同じ

(4) 提出方法

質問は、(3)提出先のメールアドレス宛に電子メールにより提出すること。また、提出後に電話で電子メール到着の確認を行うこと。直接来所には対応しない。

(5) 回答

質問に対する回答は、令和7年（2025年）1月29日（水）を目途につくば市のホームページで公表するものとし、個別対応は行わない。なお、回答は、本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。また、同趣旨の質問は、まとめて回答する。

6 現地見学

現地見学を希望する場合は、以下のとおり連絡すること。

(1) 受付期間

令和7年（2025年）1月22日（水）から同年1月23日（木）午後1時まで

(2) 連絡方法

17 問合せ先のメールアドレス宛に必要事項を記載した電子メールを送付するこ

と。また、送付後に電話で電子メール到着の確認を行うこと。

(3) 見学可能日

令和 7 年（2025 年）1 月 24 日（金）午前 10 時から午前 11 時 30 分まで

(4) 必要事項

ア 商号又は名称

イ 担当者職氏名

ウ 当日に連絡ができる電話番号

エ 参加予定人数

7 参加表明書の審査及び結果の通知

参加表明書の審査を行い、参加表明者全員に対して、参加資格審査結果通知書を電子メール及び郵送により送付する。参加資格審査結果の通知は、令和 7 年（2025 年）2 月 4 日（火）を予定している。なお、参加資格を満たしていないとされた結果を受けた者がその理由について説明を求めることができる期間は、通知日の翌日から起算して 7 日以内（土日祝除く）とする。説明を求める者は、期間内にその旨を文書で提出すること。提出方法は、持参又は郵送（配達証明付書留郵便による郵送に限る。期日必着とする。）とする。

8 企画提案書等の提出

参加資格審査結果の通知により参加資格を満たした者は、以下のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第 7 号）

詳細な企画提案については任意様式により提出すること。

イ プレゼンテーション出席者報告書（様式第 8 号）

ウ 業務工程表（任意様式、A 4 版）

エ 参考見積書（任意様式、A4版）

※提出書類は、「10 提出書類の記入要領」に基づき作成すること。

(2) 提出部数

正本1部、副本12部の合計13部提出すること。

(3) 提出期間

令和7年（2025年）2月25日（火）から同年2月28日（金）まで

受付時間は、平日の午前9時から午後4時30分までとする。

郵送の場合は、令和7年（2025年）2月28日（金）必着とする。

なお、提出期間内に企画提案書等の提出がない場合には、辞退したものとみなす。

(4) 提出先

つくば市建設部公園・施設課 ※「17 問合せ先」に同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付書留郵便による郵送に限る。提出期間内必着とする。）

により提出すること。また、紙資料を提出後、提出期間内にそのPDFデータについても電子メールで提出すること。

9 企画提案に関する質疑応答

企画提案に関して質問がある場合は、以下のとおり質問を行うこと。電話及び直接来所による質問には対応しない。

(1) 提出書類

企画提案に係る質問書（様式第9号）

(2) 受付期間

令和7年（2025年）2月5日（水）から同年2月12日（水）まで

受付時間は、平日の午前9時から午後4時30分までとする。

(3) 提出先

つくば市建設部公園・施設課 ※「17 問合せ先」に同じ

(4) 提出方法

質問は、(3)提出先のメールアドレス宛に電子メールにより提出すること。また、提出後に電話で電子メール到着の確認を行うこと。直接来所には対応しない。

(5) 回答

質問に対する回答は、令和7年（2025年）2月14日（金）を目途につくば市のホームページで公表するものとし、個別対応は行わない。なお、回答は、本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。また、同趣旨の質問は、まとめて回答する。

10 提出書類の記入要領

(1) プロポーザルに係る提出書類の様式

プロポーザルに係る提出書類は、所定の様式に記入の上、提出すること。

(2) 様式の入手方法

様式は、市ホームページに掲載する。

(3) 書類作成時の書式等

ア 用紙サイズはA4とし、横書きとすること。

イ 文字のサイズは11ポイント以上で作成すること。

ウ 使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とすること。

エ 提出書類は全て順に並べ、A4縦の場合は左綴じ、A4横の場合は上綴じでファイル等に綴じ、通しのページ数を付すこと。印刷の色は、カラー、白黒を問わない。

(4) 様式記入上の注意

ア 参加表明書（様式第1号）

a 住所、商号又は名称、代表者名、担当者の部署名、職氏名、電話番号及びメールアドレス等を記入すること。

b 複数の者で構成する場合には、構成員についても記入すること。

c 複数の者で構成する場合には、代表構成員と構成員の役割がわかる資料を添付すること。

d 記入欄は、適宜追加・削除すること。

イ 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書の写し

複数の者で構成する場合には、構成員分も提出すること。

ウ 資格要件に係る申立書（様式第 2 号）

記載のある要件を全て満たすことを確認し、住所、商号又は名称、代表者名の記入及び押印をすること。

エ 本店住所地の都道府県税、所得税（個人事業主の場合に限る）、法人税及び消費税について未納がないことを証明する証明書（発行日から 3 か月以内のもの）の写し

複数の者で構成する場合には、構成員分も提出すること。

オ 業務実績書（様式第 3 号）

a 過去 10 年（平成 26 年（2014 年）4 月 1 日から令和 6 年（2024 年）3 月 31 日まで）以内に国又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する地方公共団体と元請として都市公園等の基本計画に係る業務の契約を締結し、履行した実績を 9 件まで記入すること。

b 業務実績を証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。

c 複数の者で構成する場合は、構成員ごとに作成すること。

d 記入欄が不足する場合には適宜追加すること。

カ 業務実施体制調書（様式第 4 号）

a 配置を予定する全ての担当者を記入すること。管理技術者と照査技術者は、兼ねることはできない。

b 管理技術者及び照査技術者については、3 参加資格要件(7)(8)に該当する保有資格を記入すること。

c 保有資格を証明する書類（技術士登録証の写し等）を添付すること。

d 記入欄が不足する場合には適宜追加すること。

e 業務の一部を再委託する予定がある場合には委託先及び業務の内容を記入すること。(再委託の決定がなされていない予定の場合であっても記入してよい。)

キ 担当者業務実績書（様式第 5 号）

a 管理技術者、照査技術者及び配置を予定している全ての担当者についてそれぞれ記入すること。

b 業務実績を証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。

c 記入欄が不足する場合には適宜追加すること。

ク 参加表明に係る質問書（様式第 6 号）

記入欄は、質問数に合わせて適宜追加すること。

ケ 企画提案書（様式第 7 号）

a 業務仕様書第 2 章に示す業務内容について、業務目的を踏まえ、以下の企画提案の項目毎に検討方針及び検討手法について、わかりやすく作成すること。

【企画提案の項目】

(i) 業務理解度・計画方針

① 現況の整理

② 中根・金田台 1 号近隣公園及びその周辺の将来像(案)の提案

③ 供用開始後の運営手法の提案

(ii) 近隣住民等の意見収集・合意形成に係る業務実施体制・業務実績

① 現地の特徴を踏まえ、近隣住民等の意見を収集する実施体制の提案

② 基本計画に係る近隣住民等の合意形成支援

b 様式 7 号の 2 ページ目以降は任意様式（A 4 片面 10 枚程度、デザイン自由）とする。

コ プレゼンテーション出席者報告書（様式第 8 号）

a プレゼンテーションの出席予定者を記入すること。

b 出席者は 3 人以内とし、本業務を担当する配置技術者 1 名は、原則として出席

すること。

サ 業務工程表（任意様式、A 4 版）

業務の工程を把握するため、各業務の始期から終期を示すこと。

シ 参考見積書（任意様式、A 4 版）

a 業務名称及び金額（消費税及び地方消費税を除いた価格及び税込価格）を記入すること。

b 業務仕様書の業務内容ごとに積算した内訳書を添付すること。

ス 企画提案に係る質問書（様式第 9 号）

記入欄は、質問数に合わせて適宜追加すること。

(5) その他の留意事項

ア 提出書類は、受託候補者の選定以外に使用しないものとする。

イ 書類提出後の提案等の修正又は変更は一切認めない。

ウ 提出された書類は、返却しない。

エ 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。

オ 本プロポーザルに係わる情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例（平成 27 年つくば市条例第 27 号）に基づき、同条例第 5 条に規定する不開示情報を除き、第三者に開示することがある。

1 1 審査方法

(1) 選定委員会の設置

透明性及び公平性を確保し適正に事業者を選定するため、「6 市単中根・金田台 1 号近隣公園基本計画策定支援業務委託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会において企画提案書の審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

(2) 審査及びプレゼンテーション

ア 企画提案書等による審査及びプレゼンテーションを実施し、総合的に評価し選定する。

イ プレゼンテーションは、令和7年（2025年）3月12日（水）につくば市役所で実施を予定しているが、詳細は別途通知する。

ウ 出席者は3名以内とし、本業務を担当する配置技術者1名は、原則として出席すること。

エ 実施時間は、1事業者につきプレゼンテーション20分、その後の質疑応答10分を予定しているが、詳細は別途通知する。

オ プレゼンテーションは提出書類の範囲内で行うこと。当日の追加資料の提出及び提示は認めない。

カ プロジェクターとスクリーンについては市で用意するが、パソコンは参加者が用意すること。

ク プレゼンテーションは非公開とする。

(3) 審査の基準

プロポーザルの審査基準は別紙のとおりとする。

(4) 審査結果による選定

ア 候補者の選定は、委員長及び各委員が提案者毎の評価点の合計で順位をつけ、原則として第1順位の最も多い者を候補者として選定する。なお、第1順位が最も多い者が2人以上あるときは、次の順序により比較し、順位を決定する。

a 全ての審査項目の委員長及び各委員の評価点の合計

b 提案書、ヒアリング等に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計

c 提案者に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計

d 見積価格に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計

イ 委員長及び各委員の評価点の合計が半数に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

ウ 参加者が1者のみであった場合においても、審査を行うものとする。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、審査を受けた全ての者に対してプロポーザル審査結果通知書を電子メール及び郵送により通知する。

審査結果の通知は令和7年（2025年）3月14日（金）を予定している。

なお、受託候補者に選定されなかった者がその理由について説明を求めることができる期間は、通知日の翌日から起算して7日以内（土日祝を除く）とする。説明を求める者は、期間内にその旨を文書で提出すること。提出方法は、持参又は郵送（配達証明付書留郵便による郵送に限る。期日必着とする。）とする。

(6) 審査結果の公表等

審査結果については、「つくば市プロポーザル方式による契約相手方の選定に関するガイドライン」に基づき公表する。

1 2 日程

項 目	日 程
実施要領等公表日	令和7年（2025年）1月21日（火）
現地見学申込期限	令和7年（2025年）1月22日（水）から 令和7年（2025年）1月23日（木） 午後1時まで
現地見学可能日	令和7年（2025年）1月24日（金） 午前10時から午前11時30分まで
参加申込に当たっての質問書の提出期限	令和7年（2025年）1月22日（水）から 令和7年（2025年）1月27日（月） 午後4時30分まで
質問書に対する回答	令和7年（2025年）1月29日（水） 予定
参加表明書の提出期限	令和7年（2025年）1月22日（水）から 令和7年（2025年）1月30日（木） 午後4時30分まで
参加資格審査結果の通知	令和7年（2025年）2月4日（火） 予定
参加資格を満たしていないと判断された者が説明を求めることができる期間	令和7年（2025年）2月14日（金）まで

技術提案書類の提出に当たっての 質問書の提出期限	令和 7 年（2025 年）2 月 5 日（水）から 令和 7 年（2025 年）2 月 12 日（水） 午後 4 時 30 分まで
質問書に対する回答	令和 7 年（2025 年）2 月 14 日（金）予定
技術提案書類の提出期限	令和 7 年（2025 年）2 月 25 日（火）から 令和 7 年（2025 年）2 月 28 日（金）まで 午後 4 時 30 分まで
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング及び審査）	令和 7 年（2025 年）3 月 12 日（水）予定
二次審査結果通知書の発送	令和 7 年（2025 年）3 月 14 日（金）予定
二次審査結果についての説明を求 めることができる期間	令和 7 年（2025 年）3 月 25 日（火）予定
契約締結	令和 7 年（2025 年）3 月 25 日（火）予定

※スケジュールに変更があった場合には、市ホームページ等で周知する。1

1 3 受託候補者との協議・契約

選定された受託候補者につくば市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な業務仕様書を作成（企画提案内容をそのまま委託するとは限らない。）し、随意契約により業務委託に係る契約を締結する。なお、受託候補者につくば市との協議が整わない場合又は受託候補者が委託業務を遂行することが困難となる場合は、原則として次点候補者と協議を行う。

また、受託の辞退等によりつくば市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

1 4 失格

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 提出された価格見積書の見積額が提案限度額を超えている場合
- (4) 応募の採否の働きかけを行う目的で、応募者又はその関係者が直接又は間接に

つくば市職員等と接触をもった場合

- (5) プレゼンテーションに出席しなかった場合
- (6) 契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が発生した場合
- (7) その他、選定委員会が適当でないと判断した場合

1 5 無効となる提出書類について

次の各号のいずれかに該当する場合には、無効とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 記入すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 必要な提出書類が揃っていないもの
- (4) 記入要領に定める様式及び内容に適合しないもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの

1 6 その他実施上の留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に要するすべての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の提出は、1 者につき 1 案とする。
- (3) 企画提案書の選定後に、提案内容を適切に反映した業務仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

1 7 問合せ先

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目 1 番地 1

つくば市建設部公園・施設課 公園整備係（つくば市役所本庁舎 3 F）

電話 029-883-1111（代） 内線3443

メールアドレス ubn020@city.tsukuba.lg.jp